

○本庄市議会委員会傍聴規程

平成21年9月4日

議会告示第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、本庄市議会委員会条例(平成18年本庄市条例第195号。

以下「条例」という。)第16条第3項の規定に基づき、本庄市議会の委員会
(以下「委員会」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席及び傍聴人の定員)

第2条 傍聴席は、一般席とし、傍聴人の定員は、3人とする。

(傍聴の手続)

第3条 条例第16条第1項の規定により傍聴の許可を得ようとする者は、委員会開議時刻5分前(以下「受付終了時間」という。)までに、本庄市議会委員会傍聴申請書(別記様式)により、委員会の委員長(以下「委員長」という。)に申請しなければならない。

2 委員長は、受付終了時間経過後、傍聴の可否を決定する。ただし、傍聴を可とした者の数が、前条に規定する傍聴人の定員を超えている場合は、抽選により傍聴人を決定する。

3 前項の抽選は、くじ引により行う。この場合において、くじは申請をした者が申請をした順に引くものとする。

4 委員長は、第2項の規定により決定した傍聴人に対し傍聴券を交付する。

5 傍聴人は、係員から要求があったときには傍聴券を提示しなければならない。

6 傍聴人は、傍聴を終え退室しようとするときは、傍聴券を返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器その他危険な物を持っている者

(2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の委員会室に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

- (3) 酒気を帯びていると認められる者
 - (4) その他委員会を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
- 2 委員長は、必要と認めるときは、委員会を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第1号及び第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。
- 3 委員長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴に当たっては静肅を旨とし、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 傍聴人は、傍聴席にて傍聴すること。
- (2) 静肅にすること。
- (3) 委員会における言論に対して拍手その他の方により公然と可否を表明し、又は委員会に現在する者に対して示威的行為をしないこと。
- (4) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) その他委員会室の秩序を乱し、委員会を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

(写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真の撮影、録音、録画、放送等をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第7条 条例第16条第2項の規定による委員長が必要があると認めるときは、次のとおりとする。

- (1) 個人情報に関する事を審議するとき。
- (2) 議案等に対する討論及び採決のとき。
- (3) その他委員会運営に支障を来すおそれがあるとき。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(規程違反者に対する措置)

第9条 委員長は、傍聴人がこの規程に違反したときは、これを制止し、その命令に従わないときは、その者を退場させることができる。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の傍聴に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成25年8月30日議会告示第2号）

この告示は、平成25年9月1日から施行する。

附 則（平成28年2月29日議会告示第1号）

この告示は、平成28年3月1日から施行する。

附 則（令和2年11月26日議会告示第1号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和8年1月5日議会告示第1号）

この告示は、公示の日から施行する。